

報告第4号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成19年6月15日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

専決処分書

足立区の債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例について、
地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成19年3月30日

足立区長 鈴木恒年

足立区の債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月30日

足立区長 鈴木恒年

足立区条例第37号

足立区の債権の管理等に関する条例の一部を改正する条例
足立区の債権の管理等に関する条例（平成14年足立区条例第26号）
の一部を次のように改正する。

第8条第2項を削る。

第15条各号列記以外の部分を次のように改め、同条各号を削る。

区長は、前条の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。